

令和6年7月25日

お客さま各位

預金積金共通規定の改定のお知らせ

福岡県信用組合

当組合では、令和6年8月1日に預金積金共通規定の改定をいたします。

なお、改定後の預金積金共通規定は、改定前からお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、あらかじめご了承ください。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. 改定となる規定

- ・ 預金積金共通規定

2. 改定日

- ・ 令和6年8月1日（木）

3. 改定内容

改定前	改定後
1. 預金積金共通規定 中略 11. (規定の変更) (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 (2) 前記(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。	1. 預金積金共通規定 中略 11. (規定の変更) (1) この規定の各条項その他の条件は、 <u>民法第548条の4の規定により</u> 、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 (2) 前記(1)の変更は、公表等の際に定める改定日から適用されるものとします。

以上

<本件に関するお問い合わせ>

福岡県信用組合

事務部 事務企画課

TEL 092-724-5401